

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- ……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

●東京都告示第千二百四十二号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき大井一丁目南第1地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十二月八日

東京都知事 小池百合子

- 一 組合の名称
大井一丁目南第1地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十六年十月十六日から令和五年十二月三十一日まで
- 三 施行地区
品川区大井一丁目及び大井二丁目各地方
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
品川区大井一丁目三十四番十一号
平成二十六年十月十六日
- 五 変更の内容
事業施行期間を令和六年十二月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日
令和五年十二月八日

東京都告示第千二百四十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第九百七十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

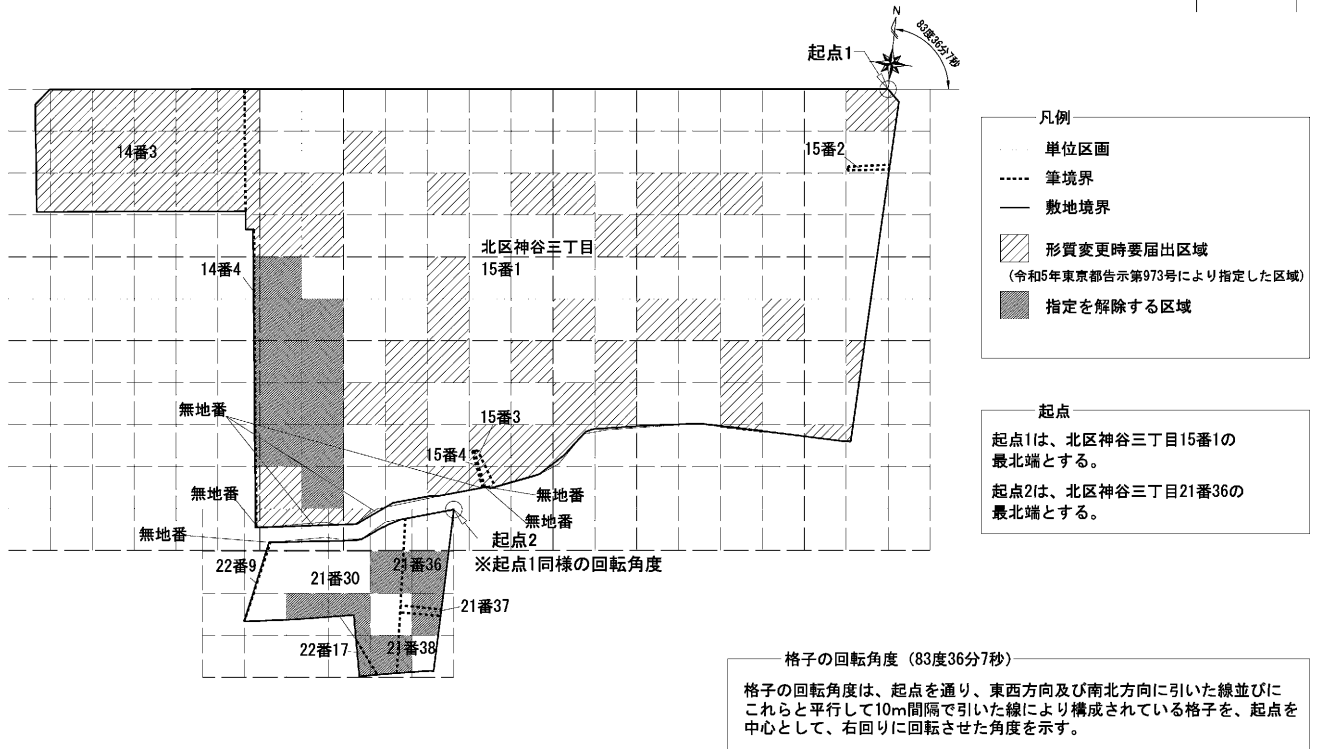
令和五年十二月八日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区神谷三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム

- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
 化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千二百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 品川区西大井二丁目五千八百三十二番三

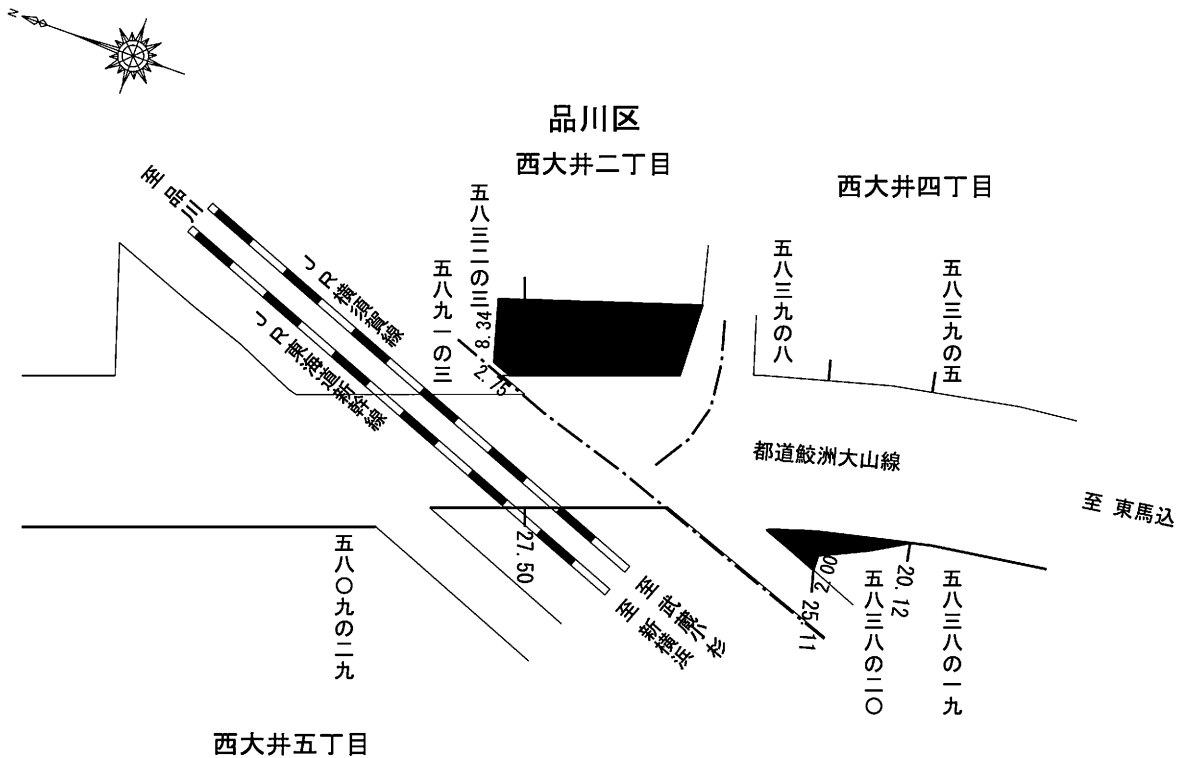
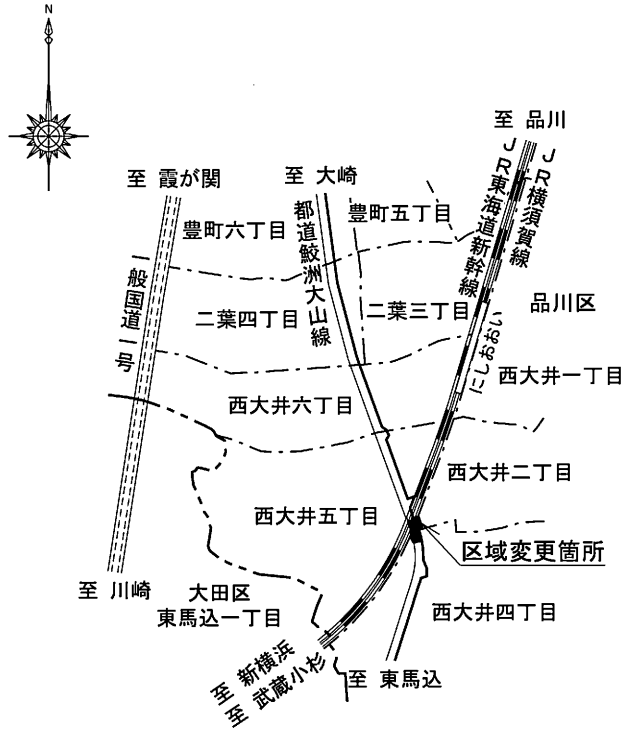
地先から同区西大井四丁目五千八百三十八番十九地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図
品川区西大井二丁目～西大井四丁目

一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長 四七・五〇メートル
 面積 二八七・六〇平方メートル



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コープ国分寺内藤店
二 店舗所在地 国分寺市内藤二丁目二十番地十三ほか
三 設置者名 株式会社豊栄
四 設置者住所 国分寺市内藤二丁目二十四番地一
五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらい
六 変更前の小売業者の氏名又は名称 新井 ちとせ
七 変更後の小売業者 熊崎 伸

の代表者名

八 変更日

九 届出日

十 縦覧場所

十一 縦覧期間

十二 縦覧時間

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更を行った設置者名

六 変更前の設置者住所

七 変更後の設置者住所

八 変更前の設置者の代表者名

九 変更後の設置者の代表者名

十 変更前の小売業者の氏名又は名称

十一 変更後の小売業者

令和五年六月八日

令和五年十月二十五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

ゆめりあフェンテ

練馬区東大泉五丁目四十三番一号

宮本 孝治ほか三十三名

練馬区東大泉六丁目五十四番二二二号ほか

株式会社新都市ライフホールディングス

新宿区西新宿六丁目八番一号

新宿区西新宿六丁目五番一号

安達 勝

新居田 滝人

株式会社ライフコーポレーション

ほか二名

株式会社ライフコーポレーション

株式会社ライフコーポレーション

ほか二名

株式会社ライフコーポレーション

者の氏名又は名称 ほか三名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称

十三 変更前の小売業者の住所

十四 変更後の小売業者の住所

十五 変更日

十六 届出日

十七 縦覧場所

十八 縦覧期間

十九 縦覧時間

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

七 変更を行った小売業者

株式会社ライフコーポレーション

中央区日本橋本町三丁目六番二号

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二十二号

令和五年七月三日ほか

令和五年十一月十六日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

COREDO室町テラス

中央区日本橋室町三丁目二番一号

三井不動産株式会社ほか一名

中央区日本橋室町二丁目一番一号

ほか

合同会社海木ほか八名

合同会社海木ほか八名

合同会社海木ほか八名

株式会社日本百貨店ほか二名

業者の氏名又は名称

八 変更前の小売業者の代表者名
鈴木 正晴 (株式会社日本百貨店) ほか

九 変更後の小売業者の代表者名
浮ヶ谷 祥 (株式会社日本百貨店) ほか

十 変更日
令和五年四月一日ほか

十一 届出日
令和五年十月二十六日

十二 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間
令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

十四 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和五年十二月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するよう提出してください。
令和五年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
コープ国分寺内藤店

二 店舗所在地
国分寺市内藤一丁目二十番地十三 ほか

三 設置者名
株式会社豊栄

四 設置者住所
国分寺市内藤一丁目二十四番地一

五 変更前の駐車場の数及び位置
一箇所 店舗北東側

六 変更後の駐車場の数及び位置
一箇所 店舗南東側

七 変更日
令和五年十一月十一日

八 届出日
令和五年十月二十五日

九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間
令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

